

1 現状と課題

本市では「第2次熊本市人権教育・啓発基本計画」に基づき市民一人ひとりが人権尊重の理念について理解を深め、人権教育・啓発の取組を総合的かつ計画的に推進するとともに、女性、こども、高齢者、障がいのある人に対する人権問題や、部落差別（同和問題）、外国人などに関する人権問題など「20の分野」の人権課題の解決に向けて取組を進めています。

（1）様々な人権問題への関心の高まり（社会問題化）

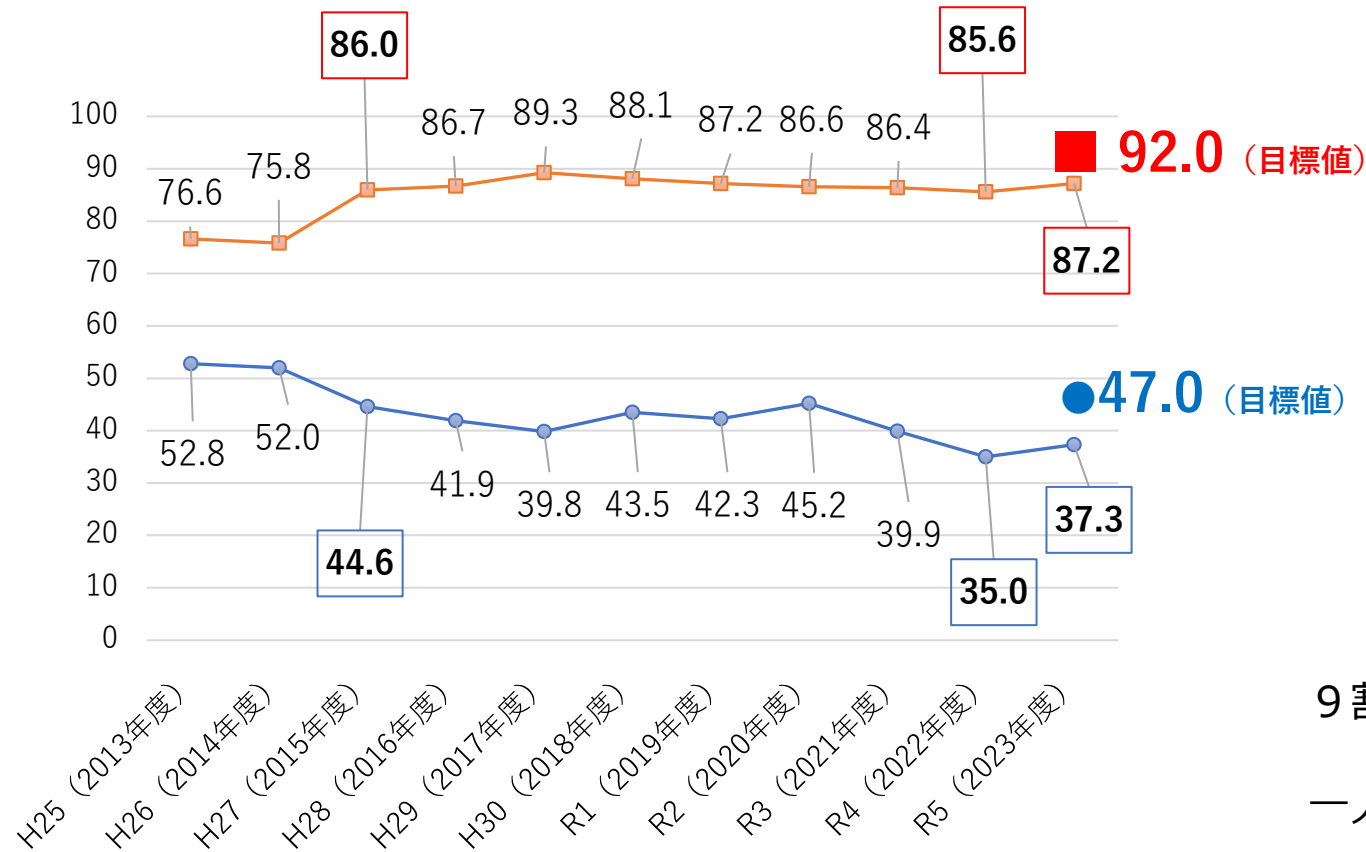
こども、高齢者、障がいのある人への虐待、SNS上での誹謗中傷、性的マイノリティへの差別偏見、ヘイトスピーチなど外国人への差別的言動など、人権問題に対する人々の関心が高まり、社会問題として取り上げられています。

（2）市民アンケート調査の結果から見てきた市民の不安

市民アンケート調査では、「自分の人権が侵害されたことは『ない』と思う市民の割合」及び「一人ひとりの人権が尊重されていると感じる市民の割合」は目標値に届かず、また、以前の割合と比較しても減少していることから、人権問題への関心の高まりとともに、不安を抱える市民が増えているといった結果が見えてきました。



人権問題へのさらなる取組が必要



— 自分の人権が侵害されたことは「ない」と思う市民の割合
「ない」と思う市民の割合（87.2%）は、R4年（85.6%）と比べると増加しているが、H27年度（86.0%）以降、**横ばい**。
（目標値の92.0%も未達成）

— 一人ひとりの人権が尊重されていると感じる市民の割合
「感じる」と思う市民の割合（37.3%）は、R4年度（35.0%）と比べると増加しているが、H27年度（44.6%）と比較し**減少**。
（目標値の47.0%も未達成）



9割弱の方は自分への人権侵害は「ない」としているが、
一人ひとりの人権が尊重されていると感じる人は年々減少

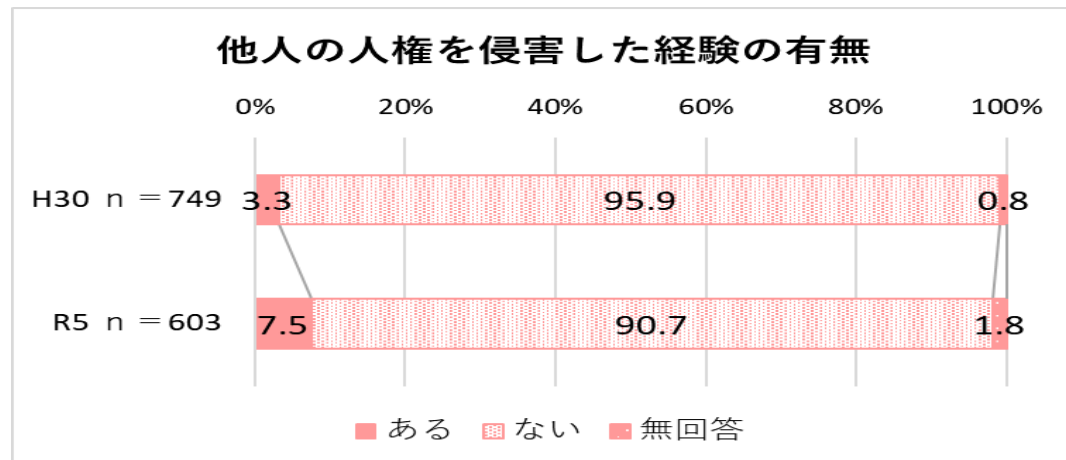


人権に関する不安が増加

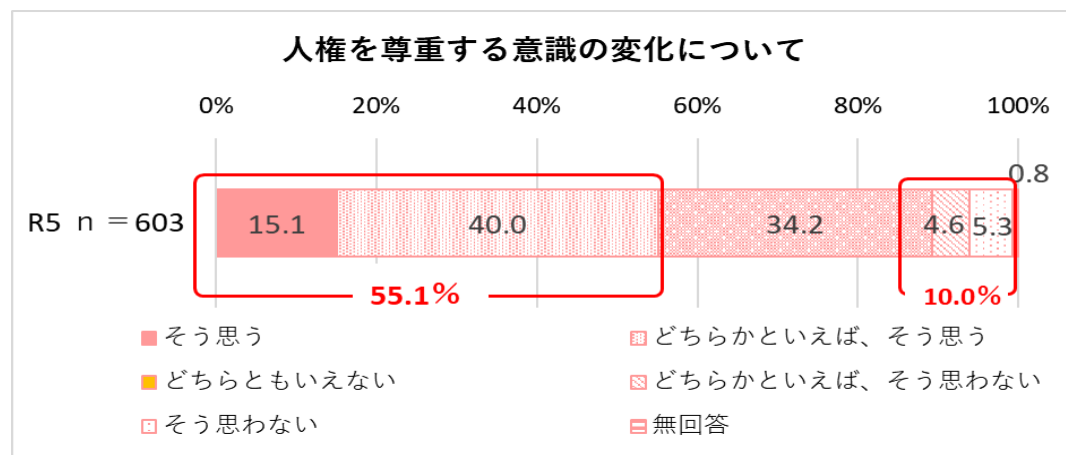
【目標値未達成の要因】

様々なハラスメント行為や性的マイノリティの問題などが人権問題として捉えられるようになるなど、個人の人権意識が高まったことや、新型コロナウイルス感染症による差別的言動の発生やインターネット上での誹謗中傷が社会問題化したことなどが、個人の人権意識に影響を及ぼしたと考えられる。

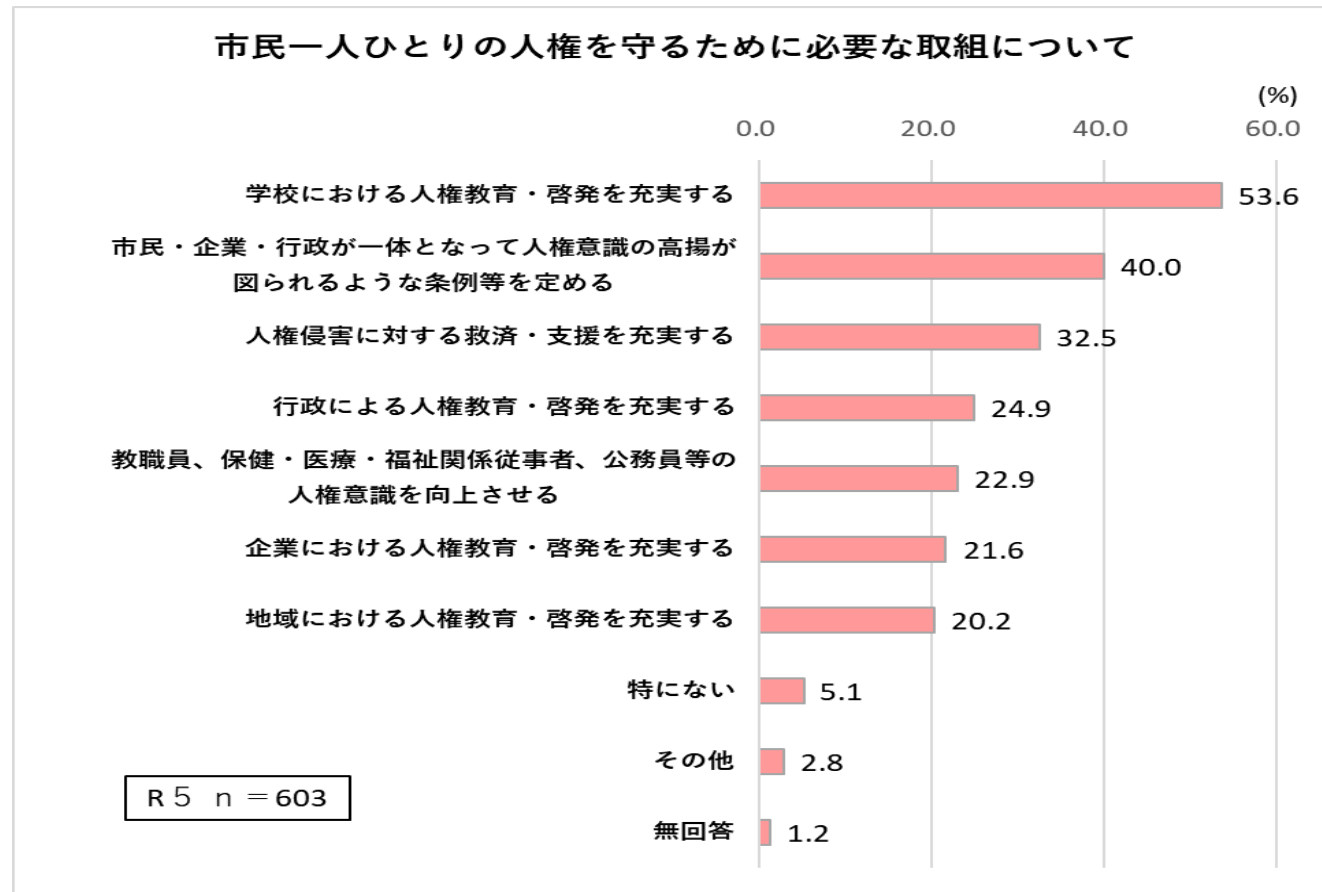
（１）他人の人権を侵害したことが「ある」は増加、「ない」は減少



（２）あなたの人権を尊重する意識（人権意識）は数年前（概ね３～４年前）に比べて高くなっていると「そう思う」５５．１%、「そう思わない」１０．０%



（３）人権を守るために必要な取り組みは「学校における人権教育・啓発」が５３．６%と最も高く、「市民・企業・行政が一体となって人権意識の高揚を図る条例等」の４０．０%、「人権侵害の救済・支援」の３２．５%が続いている。



他人の人権を侵害した経験が「ある」とする割合の増加と人権意識の向上
さらなる人権教育・啓発の推進のため取組が必要

(1) 人権教育・啓発の着実な推進（基本計画の中間見直し）

- 「20の分野」の人権課題の解決に向けた取組の着実な推進
- 「人権尊重が当たり前の地域社会の実現に向け、**条例等の制定**による差別の解消に取り組む」（条例等の検討を盛り込んだ）

(2) 市長のマニフェストNo.57

- 「新型コロナウイルス感染症等による差別的偏見、インターネット等による誹謗中傷、外国人への偏見や差別など、あらゆる人権問題に対する市民の不安に対し、市民、事業者、行政が一体となって**人権尊重が当たり前の地域社会の実現を目指す条例を制定します。**」

【条例についての説明】

(1) 【条例とは】

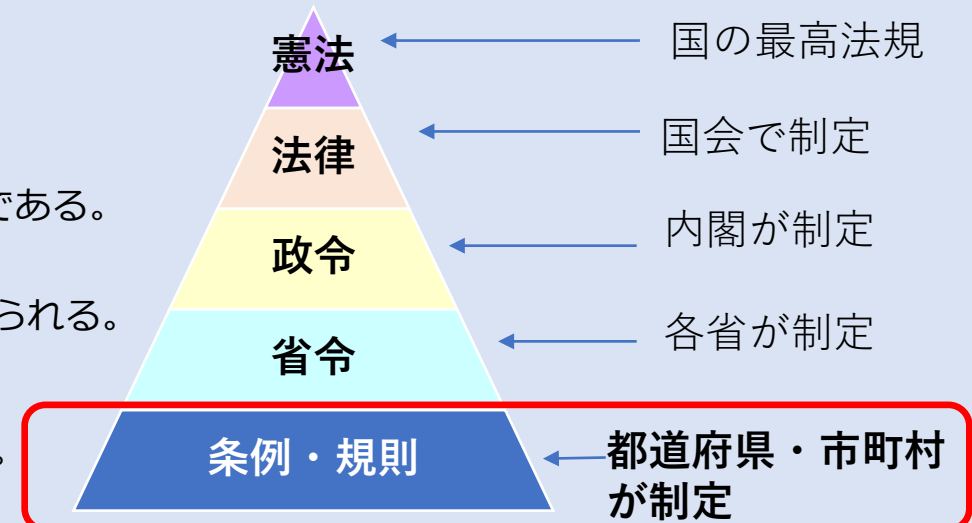
- ◆地方公共団体が定める住民の権利や義務などに関するルール
- ◆憲法や国が定める法令の下位に位置する。
- ◆地方議会の議決を経て成立する。
- ◆自治基本条例、ポイ捨て禁止条例、犯罪被害者等支援条例など、内容は様々である。

(2) 【条例制定の一般的な効果】

- ① 議会による審議を経るため市民への説明責任が果たされ、透明性の確保が図られる。
- ② 市としての意思が明確になり政策を広く市民にアピールすることができる。
- ③ 政策推進の継続性の確保が図られる。
- ④ （法令に反しない限り）権利制限・義務賦課も含めて、法的拘束力を有する。

(3) 【条例の類型（大きく分けて2種類）】

- ① 罰則等（罰金、過料等）の定めがある「規制条例」
- ② 基本的な方針や理念などを定める「理念条例」



○ 他の指定都市では、それぞれの地域の実情に合わせた条例が制定されています。

指定都市・条例名・施行	立法事実	条例類型	制定の経緯	条例の内容
川崎市 差別のない人権尊重のまちづくり条例 R元.12月	在日韓国・朝鮮人に対する排斥デモの頻発 ヘイトスピーチの激化	規制 条例	人権施策推進本部会議から「ヘイトスピーチに関する提言」の答申を受け条例を制定	全般的な人権侵害の禁止行為の規定及びヘイトスピーチに関して、罰則適用となる禁止行為を具体的に規定
大阪市 人権尊重の社会づくり条例 H12.4月 (堺市、神戸市もほぼ同様)	人権に関する課題が依然として存在している	理念 条例	「大阪市人権行政基本方針」を策定しパブリックコメントを実施し制定	市民と市の責務を定め、人権啓発や人権問題に関する情報提供、相談ネットワークの構築などを規定
相模原市 人権尊重のまちづくり条例 R6.4月	津久井やまゆり園において多くの命が奪われる事件が発生	理念 条例 + その他	ヘイトスピーチへの罰則を盛り込んだ規制条例答申と乖離した条例案に批判が相次いでいる。	差別事案解決のため市民からの申立を受け、調査し、行為者に助言、勧告、公表を行うことができることなどを規定
さいたま市 インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援等に関する条例 R6.4月	SNSなどで誹謗中傷の増加被害者支援の必要性 社会全体の問題での対策が急務	理念 条例 + その他	議員のプロジェクトチームにより制定。「表現の自由の制限と罰則」など条例の合憲性・適法性について研修会を経て制定	インターネットリテラシーの向上のための研修会等必要な施策の実施と誹謗中傷等の相談支援体制の整備を図ることなどを規定
(参考) 浜松市 人権を尊重し多様性を認め合う差別のない社会づくり推進条例 R5.2月 未制定	地域における差別・偏見の解消、多様性の尊重、全ての市民が互いの人権を尊重し合う社会の実現が急務	理念条例を 目指し検討 を継続	条例案の策定過程で当事者の意見を聞かなかったことや議論の進め方に市民の反発があったため制定を断念	外国人や性的マイノリティなどへの差別解消を目指し、性的指向や性自認を第三者に暴露する「アウティング」の禁止も盛り込んでいた。

○ 掲載内容は、様々な情報をもとに人権政策課がまとめたものです。

○ 他の指定都市の条例による効果と熊本市の状況との比較については次のとおりです。

指定都市・条例名	条例施行後の効果	熊本市の状況
川崎市 差別のない人権尊重のまちづくり条例	・ヘイトスピーチによる罰金の適用実績 0件 ・インターネット表現活動の拡散防止に必要な措置「削除要請」 （実績 R3→7件、R4→28件、R5→198件）	・部落差別（同和問題）の差別的な掲載記事を法務局に削除要請した依頼している （実績 R4→14件、R5→2件）
大阪市 人権尊重の社会づくり条例	・「人権について関心がある」割合 R3→58.2%、R4→54.8%、R5→58.4% ・「市民一人ひとりの人権が尊重されているまちであると思う」割合 R3→57.6%、R4→53.0%、R5→56.2%	・「人権について関心がある」割合 H30→66.0%、R5→63.3% ・「一人ひとりの人権が尊重されていると感じる」割合 H30→43.5%、R5→37.3%
相模原市 人権尊重のまちづくり条例	・人権委員会の設置及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動に係る拡散防止措置（声明等） （R6年10月までに実施） ・不当な差別的取り扱いに関する申立（R7年4月までに実施）	・人権侵害事象を調査審議・答申を行う附属機 関等の設置なし ・申立て制度なし
さいたま市 インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援等に関する条例	・インターネットリテラシー向上のための研修会、講演会等の開催 ・相談支援体制の整備	・職員向け研修会「インターネットと人権」 R5→参加者124人 ・各区役所等における人権相談 約110回／年

○ 掲載内容は、様々な情報をもとに人権政策課がまとめたものです。